介護老人保健施設いかる野　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設　いかる野（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令等の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び家族もしくは利用者の身元を保証できる者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、申し出をもって新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙１、別紙２、別紙３の重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極限度 50 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において非該当と認定された場合

②　利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護)の提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を３か月分以上滞納し、期限を決めて再三督促したにもかかわらず期限内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙１の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月８日までに作成し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の１５日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は当施設事務室に直接持参払いを原則とします。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収書を発行します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後２年間は保管します。尚、利用者又は身元引受人からの、文書による申し入れによって閲覧を求められた場合は、必要を認められた場合これに応じます。

（身体の拘束）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の

各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携

③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第１０条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により医療機関での診療が必要であると認めた場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります

２ 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３ 前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１１条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２ 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３ 前２項のほか、当施設は利用者の家族等、利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第１２条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

（賠償責任）

第１３条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損失を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２ 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１４条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（附則）

この約款を、令和２年４月１日付けで一部改正する。

【重要事項説明書】短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護について

（令和７年４月１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画の基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用者負担

（１）介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。
以下は１日あたりの自己負担分です。

基本型・加算型

	（負担割合１割）		（負担割合２割）		（負担割合３割）	
	多床室	従来型準個室	多床室	従来型準個室	多床室	従来型準個室
・要支援１	６１３円	５７９円	１２２６円	１１５８円	１８３９円	１７３７円
・要支援２	７７４円	７２６円	１５４８円	１４５２円	２３２２円	２１７８円
・要介護１	８３０円	７５３円	１６６０円	１５０６円	２４９０円	２２５９円
・要介護２	８８０円	８０１円	１７６０円	１６０２円	２６４０円	２４０３円
・要介護３	９４４円	８６４円	１８８８円	１７２８円	２８３２円	２５９２円
・要介護４	９９７円	９１８円	１９９４円	１８３６円	２９９１円	２７５４円
・要介護５	１０５２円	９７１円	２１０４円	１９４２円	３１５６円	２９１３円

○基本型算定要件

・在宅復帰・在宅療養支援等指標：２０以上
・退所時指導等：要件あり
・リハビリテーションマネジメント：要件あり
・地域貢献活動：要件なし
・充実したリハ：要件なし

○加算型算定要件

・在宅復帰・在宅療養支援等指標：４０以上
・退所時指導等：要件あり
・リハビリテーションマネジメント：要件あり
・地域貢献活動：要件あり
・充実したリハ：要件なし

※加算型の場合は、以下の「在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）」が算定されます。

○在宅復帰・在宅療養支援等指標

１０の評価項目（在宅復帰率、ベッド回転率、入所前後訪問指導割合、退所前後訪問指導割合、居宅

サービスの実施数、リハ専門職の配置割合、支援相談員の配置割合、要介護４又は５の割合、喀痰吸引の実施割合、経管栄養の実施割合）について、各項目に応じた値を足し合わせた値（最高値：９０）

＊上記の他、夜勤職員配置加算１日につき２４円（負担割合１割）、４８円（負担割合２割）、７２円（負担割合３割）及びサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとして１日につき１８円（負担割合１割）、３６円（負担割合２割）、５４円（負担割合３割）が加算されます。

＊在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）として、在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した値が４０以上で、地域に貢献する活動を行っている場合は、１日につき５１円（負担割合１割）、１０２円（負担割合２割）、１５３円（負担割合３割）が加算されます。

＊入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき１８４円（負担割合１割）、３６８円（負担割合２割）、５５２円（負担割合３割））が加算されます。

＊療養食加算として、心身の状況に応じて適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合は１食８円（負担割１割）、１６円（負担割合２割）、２４円（負担割合３割）が加算されます。

＊ご利用者の容体が急変した場合等緊急時に所定の対応を行なった場合は、別途料金をいただきます。

＊個別リハビリテーション実施加算として、理学療法士又は作業療法士が個別リハビリテーションを行った場合は１日につき２４０（負担割合１割）、４８０円（負担割合２割）、７２０円（負担割合３割）が加算されます。

＊重度療養管理加算として、要介護状態区分が要介護４又は５の利用者で別に厚生労働大臣が定めた状態にある利用者に対して計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に１２０円（負担割合１割）、２４０円（負担割合２割）、３６０円（負担割合３割）が加算されます。

＊生産性向上推進体制加算（Ⅱ）として、以下の①～③の要件を満たした場合は、１月に１０円（負担割合１割）、２０円（負担割合２割）、３０円（負担割合３割）が加算されます。

①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。

②見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。

③１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

＊総合医学管理加算として、治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行い、以下の①～④の要件を満たした場合は、10 日を限度として１日に２７５円（負担割合１割）、５５０円（負担割合２割）、８２５円（負担割合３割）が加算されます。

①診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。

②診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。

③かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

④緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

＊緊急時治療管理として、入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、注射、検査、処置等を行った場合は、１月に１回、連続する３日を限度に、１日５１８円（負担割合１割）、１０３６円（負担割合２割）、１５５４円（負担割合３割）が加算されます。

＊緊急短期入所受入加算として、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には１４日）を限度として、１日につき９０円（負担割合１割）、１８０円（負担割合２割）、２７０円（負担割合３割）が加算されます。

＊口腔連携強化加算として、以下の①・②の要件を満たした場合は、１月に１回に限り、１回５０円（負担割合１割）、１００円（負担割合２割）、１５０円（負担割合３割）が加算されます。

①事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

②事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診 療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

＊当施設は、介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事へ届出をしてありますので上記の負担額に介護職員等処遇改善加算Ⅱとして「１．０７１円」を乗じた額が負担額となります。

＊富士宮市は地域区分が「７級地」であるため、上記の負担額（負担額に介護職員処遇改善加算を加えた合計額）に「1.０１４円」を乗じた額が自己負担額となります。

（２）　その他の利用料

①　食費（１日当たり）　１８４０円

（・朝食　５２０円　・昼食　６６０円　・夕食６６０円）

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が１日にお支払いいただく食費の上限となります。）

②　利用者が選定する特別な食事の費用　１８０円

通常の食事以外で特別なメニューを設定している食事を選定された場合にお支払いいただきます。

③　滞在費（療養室の利用費）（１日当たり）　多床室　５４０円

従来型準個室　２２１０円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が１日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

＊　上記①「食費」及び③「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料１》をご覧下さい。

④　日用品費／１日　２００円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤　教養娯楽費／１日　１００円

倶楽部活動やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥　理美容代　（その都度実費をいただきます。）

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦　行事費　（その都度実費をいただきます。）

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。

⑧　私物の洗濯代／１回　６７０円

私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑨　送迎費

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

⑴通常の実施地域を超え片道およそ１０キロメートル未満　１５０円

⑵通常の実施地域を越え片道およそ１０キロメートル以上　２００円

⑩　その他の費用

（＊利用者の選択によって使用されるテレビの利用料金、個人的に使用する機器等にかかる電気代、診断書等の文書の発行など。）

（３）　支払い方法

毎月８日迄に、前月分の請求書を作成しますので、その月の１５日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

【重要事項説明書】介護老人保健施設いかる野のご案内

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　介護老人保健施設　いかる野
・所在地　静岡県富士宮市原７０９番地
・電話　０５４４－５４－３２００
・ＦＡＸ番号　０５４４－５４－３２０１
・管理者名　小林　寿光
・介護保険指定番号　介護老人保健施設（２２５２１８００６８号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護サービスを提供することで利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助し、家庭での生活に復帰することが出来るように支援し、居宅での生活を１日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを随時、効果的に提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設　いかる野の運営方針]

・本人又は家族の必要な時期に短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを行い居宅での生活がより長く維持できるよう、利用しやすい（入りやすく、出やすい）施設として、常に家庭と連絡を密にし、目的達成の為相互理解を深める。
・協力病院との連絡の中で、緊急時の対応等、本人、家族に安心した施設利用をしていただく。
・老人の背景にある様々な問題についても在宅介護のサポート施設として市町村をはじめ他の支援事業者との連携の下で利用者に即したサービスを計画支援する。
・職域を越えて全職種スタッフが、常に連絡、相談、研鑽を基盤として、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）されている方々並びに家族に対応する。

（３）施設の職員体制

	員　数	夜　間
・医師	1	
・薬剤師	1	
・看護職員	１０	1
・介護職員	２７	4
・支援相談員	2	
・理学療法士 ・作業療法士	4	
・管理栄養士	2	
・介護支援専門員	2	
・事務職員	4	
・調理員	委託業者	

（４）入所定員等　　定員　１００名
　　・療養室　個室　　２０室　、　４人室　　２０室
（５）通所定員　　３４名

２．サービス内容
①　施設サービス計画の立案
②　短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
③　食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
　朝食　　７時００分～　７時３０分
　昼食　１２時００分～１２時３０分
　夕食　１７時３０分～１８時００分
④　入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低２回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑤　医学的管理・看護（比較的安定した症状に対する投薬・注射・検査処置等の医療サービス）
⑥　介護（退所時の支援も行います）
⑦　機能訓練（リハビリテーション）
⑧　生活の活性化の為の行事・レクリエーションでのサービス
⑨　本人、家族に対する相談支援サービス
⑩　他事業所との連携による在宅生活の維持・促進への支援
⑪　利用者が選定する特別な食事の提供
⑫　理美容サービス
⑬　行政手続代行
⑭　その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等
当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。
・協力医療機関
　名　称　　医療法人社団鵬友会　フジヤマ病院
　住　所　　富士宮市原６８３―１
・協力歯科医療機関
　名　称　　医療法人社団臣香会　野中歯科クリニック
　住　所　　富士宮市野中９１０－１

◇緊急時の連絡先
なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項
利用に当たっての留意頂く点については、別途利用案内及び事務室前に掲示しておりますのでご確認下さい。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓

・防災訓練　　年２回（通報・避難・誘導・消火訓練　夜間想定１回）

６．事故発生時の対応

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、市町村に連絡をすると共に、以下の必要な措置を講じるものとします。

（１）事故が発生した場合の対応について、（２）に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。

（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

（３）事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

（４）上記（１）～（３）の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

また、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとします。

７．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

８．要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話０５４４－５４－３２００）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとし、自ら提供したサービスに関して市町村及び国民健康保険団体連合会から指導、又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとします。

連絡先　　富士宮市高齢介護支援課　　（電話０５４４－２２－１１４１）

富士市保健部介護保険課　　（電話０５４５－５５－２８６３）

国民健康保険団体連合会　　（電話０５４－２５３－５５９０）

９．身体拘束等

当施設において、介護保健施設サービスを提供するにあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束を行なう場合は、以下の点に留意します。

・入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと

・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

・身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束、その他行動制限を行う場合には、開始前に入所者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、期間等の説明を行い、文書を持って了解を得ます。また、実施後は経過観察記録を整備、保管し、管理者、医師をはじめ施設職員、家族関係者間での情報を共有します。

また、当施設は身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１０．感染対策・衛生管理等

（１）入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
（２）食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
（３）施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施します。
④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

１１．業務継続計画の策定等

（１）感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修・訓練を定期的に実施します。
（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１２．虐待の防止等

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
⑤ 虐待防止のための指針の整備をしています。
⑥ 従業者に対して、人権擁護・虐待防止を啓発するための定期的な研修を実施しています。
⑦ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

１３．職員の質の確保

入所者に対する介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

１４．ハラスメント対策

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

【重要事項説明書】個人情報の利用方針・目的

介護老人保健施設　いかる野（以下本施設という）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報（利用者・家族等）について、利用方針と目的を以下のとおり定めます。

＜方針＞（１）法令に遵守

本施設は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な施設運営に努めます。

（２）個人情報の適正な取得

本施設は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

（３）個人情報の利用

本施設は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

（４）個人情報の第三者提供

本施設は、法に基づき許容される範囲を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

（５）個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用中止

本施設は、本施設が所有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、また、その内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

＜目的＞

（１）利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答

－協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するための利用者の現病歴等の情報共有

－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

－検体検査業務の委託その他の業務委託

－家族等への心身の状況説明

・介護保険事務のうち

－保険事務の委託

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

（２）上記以外の利用目的

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－当施設において行われる学生の実習への協力

－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち

－外部監査機関への情報提供

《別添資料１》

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」に該当する利用者等の負担額

○　利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○　利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは身元引受人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります)

負担額一覧表（１日当たりの利用料）

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">食　費</td><td colspan="2">居　住　費</td></tr>
<tr><td>多床室</td><td>従来型個室</td></tr>
<tr><td>利用者負担第１段階</td><td>３００円</td><td>０円</td><td rowspan="2">５５０円</td></tr>
<tr><td>利用者負担第２段階</td><td>６００円</td><td rowspan="3">４３０円</td></tr>
<tr><td>利用者負担第３段階①</td><td>１０００円</td><td rowspan="2">１，３７０円</td></tr>
<tr><td>利用者負担第３段階②</td><td>１，３００円</td></tr>
</table>

当事業所は、介護老人保険施設いかる野の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、利用約款及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

令和　　年　　月　　日

法人名　　医療法人社団鵬友会
事業所名　　介護老人保健施設いかる野
説明者　　氏名　　印

介護老人保健施設　いかる野　短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護 利用同意書

介護老人保健施設 いかる野を入所利用するにあたり、介護老人保健施設 いかる野短期入所療養介護利用約款及び重要事項説明書、別紙１、別紙２、別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

介護老人保健施設 いかる野
管理者　　小林　寿光　様

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
住　所
氏　名　　印

＜身元引受人＞
住　所
氏　名　　印

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の発行先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

【本約款第１０条３項の緊急時の連絡先】

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電話番号	